

令和4年12月2日(金)に、
学生生活支援オフィスFDが行われました。



本学では「特別修学サポートルーム」を設け、障がいやを有する学生への修学支援等を行っています。今回は、本学でも支援実数が増えている発達障害の学生支援と、合理的配慮はどのように行われているかを、専門家と担当副部門長から講話をいただきます。また、実際に合理的配慮の提供を受けている学生にインタビューし、生の声を聞かせてもらうことで、障がい学生との関わり方や配慮等について理解する機会にしたいとの思いで対面（新潟大学中央図書館ライブラリーホール）での開催といたしました。

<プログラム>

- 15:00～ 開会挨拶
坂本理事（教育基盤機構長）
- 15:05～ 講演
杉本篤言先生（大学院医歯学総合研究科 特任准教授）
- 15:50～ 本学の合理的配慮の提供について
長澤正樹先生（キャンパスライフ支援部門副部門長）
- 16:00～ 合理的配慮の提供を受けた大学生活について
学生4名、田村特任専門員、笠原特任専門員
- 16:25～ 閉会挨拶
箕口副学長（キャンパスライフ支援部門長）



<講演・要旨>

「学生への合理的配慮について ～発達障害を中心に～」

新潟大学大学院医歯学総合研究科 特任准教授 杉本篤言 先生

①合理的配慮とは？

『配慮』は思いやりの行為と思われがちであり、「配慮なんだからおもいやりでやればいいのか？」「なぜ義務にするのか？」という疑問が生じる。障害者の権利に関する条約「第二十四条 教育」には、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容する教育制度等を確保すること、とある。その権利の実現に当たり確保するものの一つとして、「個人に必要なとされる合理的配慮が提供されること」を位置づけている。

②合理的配慮内容の決定手順

障害学生からの申出⇒障害学生と大学等による建設的対話⇒合理的配慮内容の決定⇒決定された内容のモニタリング

留意事項：合理的配慮の内容を決定するにあたっては、教育の目的・内容・評価の本質を変えず、過重な負担にならない範囲で、教育の方法を変更することに留意する。

③合理的配慮の例（LD、ADHD、自閉症等の発達障害）

・口頭による指導だけでなく、板書、メモ等による情報提示

④成人期の発達障害

否定的な評価を受け続けることで自己評価・自己肯定感が低下し、二次障害につながることも多い。
うつ病、不安障害、統合失調症、アルコールや薬物依存等

⑤自殺関連行動

「死にたい」と言われたら…「死にたいなんて言っちゃダメ」は禁句

・他の誰にも相談できなくてSOSを発信している場合があるので、話を聞いてもらえる場・相手確保してやる。

・命にかかわることと考え、その日の間にきちんと話を聞いてやる時間を確保する。

・最も危険なこと（自殺既遂率を高めてしまうこと）は、希死念慮が高まったときに本人がそれを言えなくなってしまうこと。本人が言えなくなってしまうと、周囲は危険が高まっていることを察知できなくなってしまう。

・これを防ぐために、「死にたい気持ちが出てきたら、危ないことをする前に誰かに言ってね」ということを繰り返し本人に伝えていく。

<本学の合理的配慮の提供について>

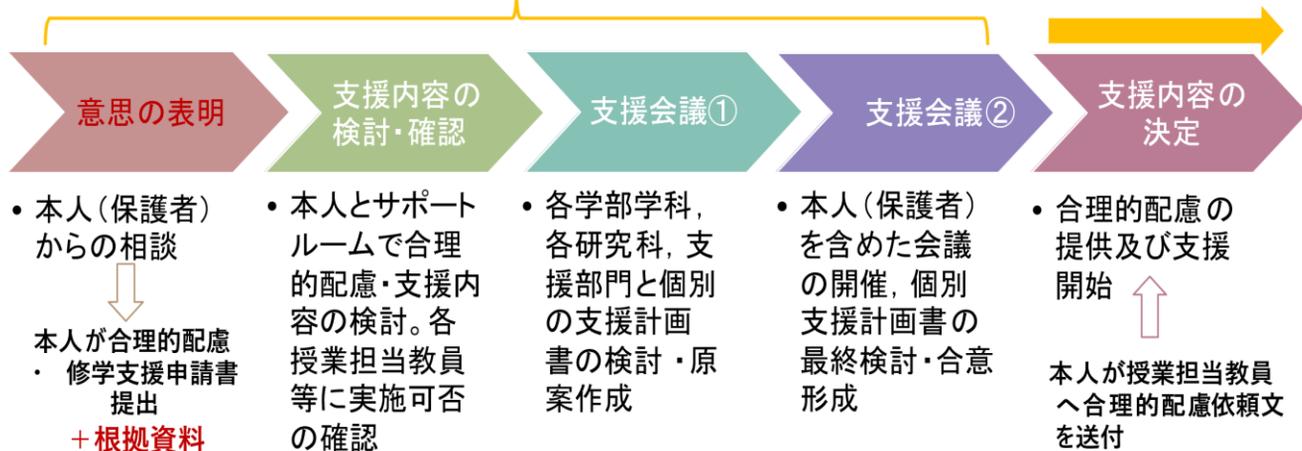
キャンパスライフ支援部門副部門長 長澤正樹先生
本学の合理的配慮の提供についてご説明がありました。

合理的配慮提供の流れ

建設的対話

提供状況の確認・
修正

モニタリング



<合理的配慮の提供を受けた学生生活について> 4名の学生へのインタビュー

①困難さと合理的配慮の提供を受けてからの様子

Aさん：高校時代までは、自分の障害を含めた私自身の特性を知っている人たちに囲まれて生活していました。しかし、大学に入学すると、接する先生方の人数や同学年の友人の数も増えたため、「私の特性がどのようなものであって、それに対してどのように対応してほしいのかということ伝える必要性」が出てきたのです。

私の特性であるADHDや学習障害などの発達障害について、具体的に私は何が苦手なのかという、私の特性について詳しく理解していませんでした。そして、その上どう伝えればいいのかもよくわからない状況だったのです。

日常生活に困難さを抱えることで、どうしてもいかわからない不安な日々が続き、サポートルームに相談に行きました。今まで生活の中での合理的配慮を受けてこなかったのですが、ちゃんと伝えることができれば、周囲もそれに向けて対応を考えてくださいます。今までは、障害って恥ずかしいし、なるべく隠さなきゃみたいに思っていました。しかし、きちんと伝えることができれば、差別的な対応もされず、普通の人間として普通に扱ってくださるんだなあという気づきがありました。おかげさまで、とても生きやすくなったと思います。

Bさん：私は中学2年生の時にADHDと診断され症状を抑える薬を服用するようになったのですが、大学2年生のころに部活動などで忙しくなって薬をもらいに行くのが面倒になってしまい、服用をやめてしまいました。服用をやめると、朝時間通りに起きられない、レポートや課題等を期限に合わせて提出できない、大学からの連絡メールに返信できないなど、様々な困難が生じてしまいました。どんどんやらなければいけないことが溜まっていってしまっていて優先順位が付けられなくなり、どうすればいいかわからなくなって映画や小説に逃避してしまっていました。

私が最も困難を感じていたのは、授業課題やレポートの提出でした。課題に関して調べ物をしていたのに課題内容から派生した横道に興味を惹かれて調べだしたり、期限の近い提出物よりもより興味のある課題を優先してしまい、あとでもいいや、まだ期限があるからいいやと手を付けるのを先延ばしにしているうちに期限が近づいてしまっていて、今からやっても間に合わないからいいやと課題に手をつけもしないこともよくありました。サポートルームにお世話になると、私にとって必要な配慮は何か一緒に考えくださり、授業を受け持つ先生方に合理的配慮のお願いをしてくださりました。実習などで講義時間内に行う課題については、先生が「ここで終わらせていけば？」と呼びかけてくださり、集中が続いているうちに課題に取り組むことができるようになりました。授業時間中は定期的に進捗を確認しに声をかけてくださり、授業後も課題をやり遂げるまで見守ってくださるので、課題をきちんと提出できるようになりました。

Cさん：私は閉鎖空間において漠然とした不安感に襲われ、その不安感から手足などの痙攣、過呼吸を引き起こすことがありました。また、集団行動においても同様の症状が現れ、多くの人と接するような機会が苦痛を伴うものでした。

また、前もって予定を把握できない場合も不安感が生じやすく、ストレスを抱えやすかったです。自分自身でも困難さに対応するために、スケジュールの管理を行ったり、不安感があるときには薬を服用するなどの対処はしていますが、合理的配慮の提供を受けてからは自身の困難さを理解してもらえることが増え、それだけでも安心感が生まれ、自身のペースを保ち過ごすことができるようになりました。

具体的には、入試の時には別室受験の合理的配慮の提供を受けました。入学してからは、授業では座席を後ろの方に指定していただき、周りが人で囲まれなくなり不安感が軽減しました。また、症状が出そうになった時や出たときに先生に伝えずに一時退席が認められていることも自身の体調を整えやすかったですし、安心して授業を受けることができました。また、実習においても実習先での配慮事項を作成したものをもって対応していただき、困難さが軽減し、多くのことを得られた充実した実習となりました。

Dさん：私は、1年生だった昨年度末に気分が沈み、涙が出る、食欲不振で吐き気がするなどの状態になり、授業に出席することが困難になったり、レポート提出締め切り日に課題を提出することができなくなりました。そんな中、自分だけで対処しなければならず、苦しい日々を送りました。その後、先生に特別修学サポートルームを紹介していただき、今年度は合理的配慮の提供を受けることができました。

今年度は、自分自身でやるべきことが重ならないように考慮して履修登録をしましたし、スケジュールを組んで生活しています。合理的配慮としては、レポート提出の提出期限の延長、欠席時の相談、別室受験の提供を受けています。レポート提出期限の延長については、いくつもの課題の提出が重なることなすことが難しいので、先生方に提出期限延長をお願いして取り組んでいます。そのおかげで、焦燥感などで混乱することなく、一つ一つの課題に力を注ぐことができます。試験の受験については、別室受験の必要性がなく現在に至ります。ただ、万が一調子が悪くなってしまった場合でも対応していただけると思うと気持ちが楽になりました。



②日々の先生方や職員の方々との関わりの中で感じていること

Aさん：一番ありがたいなあと思うことは、合理的配慮に関する依頼文を先生方に送った際、返事として「できる限り対応します。何かあればまた連絡してください」というお言葉をいただけることです。わがままとしてじゃなく障害の一環と認めてくれているのだと思います。そういうようなメールを見るたびに、温かい気持ちになります。要望は、講義を受けていく中で出てきた困難に対応するため、具体的な配慮を調整していくことがあります。基本的には私が申告して調整していきますが、時折、「こんなに過剰に配慮を求めても良いのだろうか...」など、ほしい配慮がちょっと言いづらいときがあります。ですので、もしよければたまに先生方の方から「このような形の配慮で大丈夫でしょうか」というようなお声掛けをいただけると助かります。



Bさん：大学での生活について困難を感じるようになっていても、自分が障害を持っているということを人に打ち明けるのが恥ずかしく、ADHDのために困っていると誰にも相談できずにいました。しかし、サポートルームの方や大学の教職員の方が嫌悪感を示さず合理的配慮をしてくださったこと、助けを求めてもいいと言ってくださったことで非常に気が楽になり、人に頼ることに前向きになれたと思います。



Cさん：授業や実習が始まる前に事前に支援の内容を把握してくださり、このような場面は大丈夫なのか、といったことを確認する声掛けをしていただいたことで、困難さを理解してもらえたことの安心感を持ちましたし、今後の見通しや自身ができる対応を考えることができたので安心して授業や実習に取り組むことができました。さらに、授業によっては退席時にどこで休むのかといったことを事前に確認し、場所を確保していただいたこともあり、症状が出た後でも安心できる場所があることは大変うれしい対応でした。



Dさん：授業担当の先生方にメールで合理的配慮依頼文をお願いした際に、依頼文の内容を理解していただき、私に寄り添った形でご返信いただき、安心できました。そして、調子が悪かった時には、体調を気遣う言葉をいただいたり、授業中に私を気遣った声掛けをしてくださる先生もいらっしゃり、嬉しかったです。おかげで第3タームはどの授業も安心して受講できています。



<参加者の声>

- ・まず、「合理的配慮の提供」は義務ということすら知らなかったもので、知ることは大事だなと思いました。
- ・学生4人の真摯で具体的な話に感銘を受けました。必要な合理的配慮を提供しながら共に学び共に育つ大学でありたいと感じました。

<教職員向けオンデマンド配信視聴者の声>

- ・全て視聴させていただきました。お礼申し上げます。特に学生さんが顔を出されてご自身の言葉で気持ちを伝えていただけたこと、とてもよかったです。こちらとしても理解が深まりました。すべての教員に視聴してもらいたいと思いました。いろいろな学生さんと向き合っていく中で「合理的配慮」について理解していくためには、この動画を見ていただくことは必要だと思います。

※新潟大学HPで「教職員」→「FD・SD研修」→「全学公開FD・SD、説明会」で現在も教職員向けに公開しています。ぜひご覧ください。(URL：<https://www.niigata-u.ac.jp/staff/fdsd/zengaku/20221202fd/>)



なぜ合理的配慮は義務なのか?

- 『配慮』は思いやりの行為と思われがちであり、「配慮なんだから思いやりやればいいのか?」「なぜ義務にするのか?」という疑問が生じる。
- ⇒社会的障壁や障害の社会モデルというものを理解する必要がある。

特別修学サポートルームでは、障がい（発達・精神・身体等）があり、修学を中心に大学生活の中での様々な困難を抱えている学生のサポートをします。一人で悩まず、何でも相談にきてください。（下記に電話かメールでご連絡ください。）

特別修学サポートルーム

総合教育研究棟

☎：025-262-6300

（平日9:00～17:00）

✉：support-r@ge.niigata-u.ac.jp

